

スリランカにおける親権・監護権に関する法令及び関連条文の概要

伊藤 弘子

1 はじめに

(1) 法制度の歴史的沿革

セイロン島では、先住民たるウェッダー人、インド亜大陸から流入しセイロン島全土に定着したとされているシンハラ人およびインド南部からセイロン島北部に流入したタミル人が混血しあい共存してきた。9世紀頃からインド、中近東、東南アジアからムスリム（イスラーム教徒）が流入しさまざまな学派のイスラーム法の影響を受け、16世紀以降はポルトガル、オランダとイギリスの植民地支配を受けた。これらの諸国は宗主国の法制度を移植しつつ固有法を収録し尊重する方針を採ったため、宗主国の移植法である一般法と成文・不文の固有法が並存するだけでなく、オランダ時代の法制度の上にイングランド法制度と法理が導入されたことによって、非常に複雑な多元性を有する法制度が構築された。

宗主国たる3国の法移植は、おおむね次のような段階でなされた。まずポルトガルは1505年から、オランダは1657年から植民地支配を開始したがセイロン島全島を支配下に置くには至らず、海岸部を中心に支配した。オランダ統治は比較的穏健であり、中央部の高地に遷都していたシンハラ人のキャンディー王国との二重統治が続いた。1786年から段階的にセイロン島へ進出し1802年からインド帝国としてセイロン島を編入したイギリスは、1815年にキャンディー王国を廃絶し全島を支配するに至った。ポルトガルのセイロン島支配は貿易および布教が目的であったことから法移植および法整備への関心は高くなかったが、オランダ植民地時代には一般法の制定及び固有法の成文化が積極的に行われ、当時オランダ本国で行われていたローマ・オランダ法（ローマ・オランダ法）を移植すると共に、シンハラ人の慣習法たるキャンディー法、タミル法、イスラーム法を尊重する原則が採られた。ローマ・オランダ法は、中世ローマ法とゲルマン慣習法を基礎として16世紀から18世紀にかけてオランダで発展したが、フランス法の影響を受けた民法典が制定されたことから、現在のオランダではローマ・オランダ法は行われていないし、スリランカにおいてもその後にイングランド法の影響を受けたためオランダ植民地時代時代のローマ・オランダ法から立脚した独自の発展をしている。

イギリス植民地時代にイングランド法系司法制度を導入し、司法言語を英語と定めた。ローマ・オランダ法あるいは固有法がイングランド法理に反すると判断される場合には、判例法で修正、あるいはイングランド法系成文法を制定してイングランド法系の法制度を移植した。しかし、このような成文法や確立した判例法がない場合には、ローマ・オランダ法が適用される。この意味において、スリランカではローマ・オランダ法がスリランカの「コモン・ロー」と呼ばれる。現代スリランカ法の法源として成文法、判例法、注釈書および法解釈があるが、ローマ・オランダ法の主たる法源は総督令等の成文規定および注釈書であり、イングランド法理により廃止されて

いない限り、ローマ・オランダ法が一般法として適用される。グロティウス等の伝統的なオランダ法学者の注釈書と並んで、スリランカ同様にオランダとイギリスの植民地になった南アフリカ共和国の判例および注釈書が参照されることも多い。

ローマ・オランダ法およびこれを修正するイングランド法系の法は一般法と呼ばれ、原則としてセイロン島の全ての者に適用されるべき法律である。これに対してセイロン島の慣習法やイスラーム法等、西欧諸国の法移植を受ける以前からセイロン島で行われてきた固有法は特別法と呼ばれ、不文法、成文法の双方があり、「1952年キャンディー婚姻および離婚法(the Kandyan Marriage and Divorce Act, 1952)」のように国家法化されたものもある。スリランカ法の法源は、成文法、判例法、注釈書および法解釈があるが、ローマ・オランダ法の主たる法源は総督令等の成文規定および注釈書であり、イングランド法理により廃止されていない限り、ローマ・オランダ法が一般法として適用される。グロティウス等の伝統的なオランダ法学者の注釈書と並んで、スリランカ同様にオランダとイギリスの植民地になった南アフリカ共和国の判例および注釈書が参照されることがある。

スリランカは国名として民主社会主義共和国を名乗るが、アジアやアフリカの旧植民地にみられるように既存の固有法と移植法を融和させる体制をとり、植民地時代に完成された多元的構造は現在も変わらない。

(2) 法制度の概観

スリランカは不統一法域である。婚姻、離婚、親子、親族、相続および遺言のいわゆる家族法分野と、家産たる不動産に関する分野につき一般法と固有法が並存し、場所的および人的な適用がなされる。スリランカは、シンハラ人、タミル人およびスリランカ・ムーア人などが住む多民族国家だが、人口の75%を占めるシンハラ人の大多数は仏教徒で低地シンハラ人と高地シンハラ人に分類される。海岸地域に居住する低地シンハラ人は早期から西欧諸国の支配を受けローマ・オランダ法の適用を受けたが、1815年まで西欧諸国の植民地政府と並行しキャンディー王国を維持した後者の慣習法は、キャンディー法として婚姻・離婚・相続・養子縁組・後見人・不動産等の分野につき適用される。

人口の15%を占めるタミル人にはヒンドゥー教徒が多く、ヒンドゥー法の婚姻や相続等の家族や不動産に関する規則が植民地時代に成文化化された。ヒンドゥー教徒およびムスリムにはインド南部から侵攻した諸王朝の構成員だけでなくイギリスが紅茶等のプランテーション経営に必要な労働力として動員した者も多い。ヒンドゥー教徒はシンハラ人の慣習法や宗主国の法と馴染まず家族、不動産所有や宗教的儀礼に関する分野につき固有法を維持した。オランダ人はセイロン島の慣習法・慣行の収録を行い、オランダ語でヒンドゥー教徒の家族法と不動産に関する慣習法をテサワラメイ法典(The Tesawaramai Code, 1707)として成文化化した。ムスリムについてはムスリム法典(The Code of Muslim Law, 1806)を制定し裁判所で適用した。現在人口の9.71%を占めるムスリムは、スンナ派シャフィイー学派に属する者が多く、ムスリム法典のように植民地時代に制定されたムスリム法は同学派の解釈をもとに制定されているが、セイロン島のムスリムの出自はさまざまであり、個々の事例では当事者たるムスリムが所属する学派の法を適用すること

になる。

キリスト教徒は人口の 7.45%を占め、シンハラ人とタミル人の双方があるが、その多くはローマ・カソリック教徒であり、先祖が宗主国国民と婚姻ないしキリスト教へ改宗した者である。原則としてキリスト教徒にはスリランカの固有法ではなくローマ・オランダ法が適用される。

(3) 家族法の位置づけ

契約や取引に関する分野はイングランド法系の成文法が制定されイングランド法系への傾斜が進んだが、いわゆる家族法および不動産所有・移転に関する分野はローマ・オランダ法の影響が強く残っている。伝統的に婚姻により夫婦は一体の共同体とみなされ、原則として夫婦の財産は夫が管理するものとされたが、イギリス植民地時代に婚姻財産および相続に関する政令（The Matrimonial Rights and Inheritance Ordinance, 1877）および既婚女性の財産に関する政令（The Married Woman's Property Ordinance, 1923）で既婚女性の財産に関するローマ・オランダ法を廃止するとともに女性の契約締結上の行為能力を認めた。

ア 一般法としての家族法

家族法分野の主要な現行一般法として次を挙げることができる。

- ・ 成年年齢法（The Age of Majority Act, 1865）
- ・ 民事訴訟法（The Code of Civil Procedure, 1977）
- ・ 婚姻法（The Marriage (General) Law, 1907）
- ・ 既婚女性の財産に関する政令（The Married Woman's Property Ordinance, 1923）
- ・ 養子令（The Adoption of Children Ordinance, 1941）
- ・ 出生及び死亡登録法（The Birth and Death Registration Act, 1951）
- ・ 嫡出に関する法（The Legitimacy Act, 1970）
- ・ 扶養法（The Maintenance Act, 1999）

一般法である婚姻法で婚姻した夫婦の婚姻事件や親子関係等につき一般法が適用される。固有法であるキャンディー法、テサワラメイ法およびムスリム法で婚姻した者には、一般法の実体的規定の適用は及ばない。

一般法の適用を受ける者の離婚、別居および婚姻無効に関する要件および手続はイングランド法系である婚姻法および民事訴訟法に規定されるが、親子関係に関する成文法は存せず、親権一般、離婚後の子の養育についてはローマ・オランダ法が適用される。扶養義務に関する規定は単行法化されておらず、扶養法と既婚女性の財産に関する政令に定められている。

イ 固有法としての家族法

スリランカの固有法には、セイロン島土着のものとしてキャンディー法、テサワラメイ法典等の北部のタミル人間の慣習法が、宗教法としてヒンドゥー教徒法とイスラーム法がある。これらの法には、①場所的適用をするもの、②人的適用をするものと③場所的と人的双方の要素を有するものがあり、原則として当事者がその所属する固有法の適用を選択・主張することにより適用

される。①の例としてセイロン島北部のジャフナ半島で行われる不動産（家産を含む）に関する慣習法は当該地域に居住する者に宗教や出自を問わず適用される。また、当該地域にドミサイル（英米法上の住所概念）を有するシンハラ人については、その所有する当該地域外にある不動産についても当事者がジャフナ地法の慣習法の適用を選択しうるとして場所的連結と人的連結の双方の要素が認められる。②の例として典型的にはムスリム法の家族法は、イスラーム教を信仰するムスリムであるということをもってムスリム法が当事者の住所を問わず適用されることが挙げられる。イスラーム教にはさまざまな学派・小派があるため、当事者の所属する学派・小派により異なる法が適用され、適用にあたって当事者の所属するコミュニティとその法の内容の特定が必要であることに留意すべきである。③の例としてはキャンディー法が挙げられる。キャンディー法は、当事者がシンハラ人であるという人的な要素、旧キャンディー王国の領域に居住するという場所的要素の双方が認められ、かつ当事者がキャンディー法を選択する場合に限り適用される。

主たる家族法分野の固有法として次の成文法が認められる。

- ・ テサワラメイ法典(The Tesawalamai, 1707)
- ・ ジャフナ婚姻上の権利及び相続令 (The Jaffna Matrimonial Rights and Inheritance Ordinance, 1876)
- ・ キャンディー相続令 (The Kandyan Succession Ordinance, 1917)
- ・ ムスリム無遺言相続令 (The Muslim Intestate Succession Ordinance, 1931)
- ・ ムスリム婚姻及び離婚法(The Muslim Marriage and Divorce Act, 1951)
- ・ キャンディー婚姻離婚法(The Kandyan Marriage and Divorce Act, 1952)

(4) 家事紛争の処理

裁判所令(The Courts and Their Powers Ordinance, 1889) によりイングランド法型の裁判所での手続に統一され、現行の裁判所の構成および裁判管轄は「民事訴訟法(the Civil Procedure Code)」で定められている。

スリランカの裁判所には最高法院、控訴院、高等法院、地方裁判所および第一審裁判所としてマジストレート裁判所、簡易裁判所、労働裁判所等がある。婚姻無効や離婚などの婚姻事件や後見人選任の第一審裁判所は地方裁判所だが、義務不履行に対する制裁的処分の可能性がある扶養請求はマジストレート裁判所に裁判管轄権が認められる。ハーグ案件については、ハーグ条約実施法に基づき西部州の高等法院(コロンボ)に返還請求の裁判管轄権が認められる。ムスリム夫婦の婚姻無効等の婚姻関係事件や扶養請求については、イスラーム法裁判所であるカージー裁判所(Quazi Courts)が、「ムスリム婚姻及び離婚法」にもとづき第一審裁判所となる。

2 親権・監護権法制

(1) 親子関係

実親子関係の一般法はローマ・オランダ法である。親子関係についてスリランカ家族法はローマ・オランダ法で統一されているが、ムスリムのみその固有法の適用を受ける。スリランカには

スンナ派のシャーフイー学派に属するムスリムが多い。ただし学派間の解釈が異なるので、当事者の所属する学派・小派を特定し、そのコミュニティーの法の適用をしなければならない。

成年年齢および行為能力はローマ・オランダ法によるが、成年年齢法(The Age of Majority Act, 1989)改正で成年年齢は18歳と定められた。未成年者の扶養は、扶養法および既婚女性の財産に関する政令が規定する。ローマ・オランダ法の影響で、父母に子の扶養義務を課す一方で、成人に達した息子にも親に対する扶養義務を課す規定がある。

(2) 親権・監護権

ローマ・オランダ法では、「親権(parental power)」の範囲は広く、親が子を手元に置き「所有」し、日常生活一般につきさまざまな決定をすると共に、教育や医学的な処置に対する決定権・同意権を有し、矯正の必要がある場合には懲戒する権利も認める。「親権」は父のみに認められてきた。ローマ・オランダ法では、夫婦間の未成年子の自然後見人は父であり、母には自然後見人としての地位は認められず、監護に関しても父が優先とされる。父母が婚姻していない場合には母のみが自然後見人であり父は親権を有しない。

現在までにスリランカでは父権(家父長)主義を修正する成文法は存せず、引き続きローマ・オランダ法と同様に常に父のみが未成年者(18歳未満)の自然後見人として親権を有し、父母が離婚する場合も父のみに親権者としての身分が引き続き認められる。伝統的にローマ・オランダ法では未成年者は制限行為能力者であり、「後見人(guardian)」が未成年者の身上監護、財産の管理および契約を法定代理人として行うものとされる。これに対して精神疾患または浪費者であることから裁判所により財産の管理を目的として選任される者を「管理人(curator)」と呼ぶ。ただしイングランド法系の成文法である民事訴訟法では「管理人」を未成年者の財産の管理をする者、「後見人」を未成年者の人的監護および扶養をする者として裁判所が選任する手続を定める。原則として民事訴訟法の規定を優先し、民事訴訟法で定められていない事項についてはローマ・オランダ法が適用される。

(3) 別居および離婚の際の子の養育

親権は父のみに認められるが、父母の別居または離婚に際して子の養育に父母のいずれがあたるかが争われる場合がある。夫婦の間の未成年子の監護については子の福祉を考慮すべきとされる。民事訴訟法は、別居開始時(第619条)、別居期間中(第620条)、婚姻解消・無効判決時(第621条)および婚姻解消後(第621条)の未成年子の監護、扶養および教育に関する仮命令または決定につき定める。イングランド法系の移植法である民事訴訟法では、父母の別居・離婚に際して母が監護権者として選任されうる明文規定は設けたが、「親権」概念や父権原則を変更する規定を設けなかったため、親権概念についてはローマ・オランダ法が引き続き適用される。民事訴訟法第40章第582条から594条までの後見人の選任に関する規定は、親権者たる父の死亡に際して未成年者たる子の財産および人的後見人は原則として父の意思にもとづき任命されること、父が指定しなかった場合に裁判所が親族または知人の間から選任する手続および後見人の権限を定める。したがって原則として父の生存中は常に父が未成年者の財産の後見人となるが、父母の別居・離婚に際して母を未成年者の養育にあたる人的後見人として選任し、子の監護養育をさ

せることは可能である(第 585 条(3)項)。生存する親権者の欠格手続は、制度自体はあるものの実際に父を親権者として欠格と認定する事例は乏しく、父が欠格とされる場合でも原則として母を財産後見人と選任しない。

一般法では未成年子が非常に年少である場合には母に身上監護権を認め、養育にあたらせると解され、父の監護下にあった 4 歳の女子につき母の身上監護を認めた判例がある (Karunawathie v Wijesuriya and another [1980]2 SLR 14)。また、スリランカの注釈書では判例上、子が年少のうちには母による養育を認めても、子が 12 歳に達する頃から父と同居すべきであると判断される傾向が強いとされるが、このような判例法が確立しているとは言えない。また母に未成年子の身上監護が認められる場合でも、親権者が父であるため子の居所指定権は父にあることに留意すべきである。面接交渉権については、一般に非監護権者である親について子の最善の利益原則にもとづき容認する。婚外子に対する父の権利はローマ・オランダ法では一切認められなかったが、面接交渉権についてはスリランカの判例法上、父に認められていると言える。

ムスリムについては、原則として当事者が所属するコミュニティーの法が優先されるが、スリランカに多く分布するスンナ派シャーフィイー学派では、夫婦が別居・離婚する場合に裁判所が未成年子の監護権者として母を指定することを認める。子自身が 7 歳に達する頃には裁判官が子の意見表明にもとづき同居親を決定することもある。ただしシャーフィイー学派法では未成年子が男子の場合にはたとえ母との同居を希望しても日中は父と過ごし父の教示を受けねばならないとされる。未成年子が女子の場合にはその年齢に関わらず娘が婚姻するまで母が養育することが認められる。

3 ハーグ条約の子の扱い

2001 年にスリランカがハーグ条約を批准し、同時に「国際的な子の奪取の民事面に関する法 (The Civil Aspects of International Child Abduction Act, No.10 of 2001) (以下、実施法と言う。)」が制定された。オーストラリア、イギリス、ニュージーランド等、かつてのイギリスの植民地を中心とした諸国へ移民し定着するスリランカ人が子をスリランカに連れ帰る等、ハーグ条約加盟国との間で子の奪取・留置が問題とされる事例も増加傾向にある。ただし、スリランカの専門家によると未だ裁判所の命令により問題解決がはかられた事例は存せず、中央当局の仲介により解決にいたった事例が数件ある程度である。

子の奪取は、刑法(The Penal Code)第 352 条および第 354 条で犯罪とされ、14 歳未満の男子および 16 歳未満の女子を誘拐した者は 7 年間までの禁固刑に処される。警察による捜査にもとづきマジストレート裁判所は捜査令状を、控訴院は人身保護令状を発することができる。

スリランカにおけるハーグ条約手続の中央当局は司法省で、担当部局および住所は以下である。

Secretary, Ministry of Justice (Mrs Dhara Wijayatilake)

Address Ministry of Justice, Law Reform and National Integration

PO Box 555

Superior Courts Complex

Hulftsdorp

Colombo 12

Sri Lanka

Telephone 0094 1 323979

Fax 0094 1 445447

E-mail secmoj@sri.lanka.net

ハーグ案件では、西部州の高等法院（コロombo）に専属管轄があり、当事者の申立にもとづいて子の返還および子との面会に関わる手続を開始する。実施法第7条にもとづき高等法院は当事者の申立を検討し、6週間以内に返還是非の決定をしなければならない（第12条）。子の常居所地への返還命令がなされた場合には、スリランカの中央当局が子の返還の手続にあたる（第21条）。高等法院は子の面会等についても必要な命令をすることができる。

高等法院は原則として子の奪取または留置が行われてから1年未満の事件につき子の返還を検討するものとされるが、1年の期間が経過した後であっても子が未だ新しい環境に定着しているといえない状況である場合には、子の返還命令をすることができる（第10条）。子の返還拒否事由とされるのは、奪取・留置の時に子を監護していた者には監護権がなかった場合、返還が子の身体または精神に重大な悪影響をおよぼすリスクがある場合（第11条）、そして子が十分に成熟し状況を理解したうえで返還を希望しない意見表明を行い裁判所が認容する場合（第11条(2)項）である。

4 終わりに

スリランカは「固有法のデパート」と呼ばれる程に、多角的な私法制度が認められる。親子関係の法制度はムスリム以外は一般法でほぼ統一されているが、一般法の内容は植民地時代のオランダ法の影響が強く、原則として父の単独親権制度を維持している。婚姻中および離婚後の共同親権制度の導入を求める動きもあり研究者や実務家を中心として草案が作成されているが、未だ国会に提出されるまでには至っていない。とはいえ、スリランカでの法学教育で用いられるテキストはイギリスはじめとする共同親権制度を採用している諸国のもので、このような諸国に留学後スリランカで実務・研究にあたる者も多いことから、母の「親権」を容認すべきとの認識は急速に広がっていると見られる。内戦終結により政治的な安定が実現した現在、スリランカ国内で今まで以上に女性や子どもの権利保護への関心が高まっているので、近い将来に共同監護制度に移行すると見られる。